

「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、毎月お客様が指定する日（以下「振替日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定した金額（以下「振替額」といいます。）を、お客様が指定する引落口座（以下「振替口座」といいます。）から引き落とし、特定の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を自動的に取得する取引に関する取決めです。

この取引を定期定額購入取引（名称「J Aの投信つみたてサービス」以下「本サービス」といいます。）といっています。

第2条（本サービスの選定銘柄）

本サービスによって買付けができる投資信託は、当組合が本サービスの対象として選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

- 2 お客様は、選定銘柄の中から1銘柄以上の買付けを希望する銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）を指定し、申込みを行うものとします。

第3条（申込方法）

お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。

- 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。
- 3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。

ただし、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第2条の2に定める特定銘柄に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において1契約、それ以外の契約において1契約の最大2契約に限るものとします。

第4条（振替額の引落とし）

振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。

- 2 振替額を振替口座から引き落とす場合には、普通貯金通帳、同払戻請求書または小切手によらず当組合所定の方法で行うものとします。
- 3 振替日が当組合の休業日に当たる場合は、その翌営業日を振替日とします。
- 4 1指定銘柄当たりの振替額は5,000円以上1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落としがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価（振替額から、第5条第4項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。以下、本項および第5項において同じ。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入代価の各年ごとの合計額）が120万円を超えることとなるような振替額の指定はできません。

- 5 年6回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引落とし、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、年2回までとします。また、つみたて投資枠で買付しようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。
- 6 振替日において、振替口座の貯金残高が振替額に満たないときは、引落としは行いません。また、本サービスにおける振替口座からの引落としにあたっては、総合口座取引規定あるいは当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等に定める当座貸越ならびにJ Aバンクカードローン融資約款等に定める自動融資は適用されません。ただし、指定銘柄が複数ある場合において、振替額の合計額に満たないときには、優先順位を当組合が決め、必要金額を引き落します。なお、引落としが不能であった翌月の引落としについては、その月分の引落としのみ行うものとします。
- 7 振替口座の残高不足等の理由で、振替額の引落としが成立しなかった場合は、当組合からお客様への通知は特にしません。
- 8 本サービスの振替口座から振替日に複数件の引落とし（本サービス以外による引落としも含みます。）をする場合に、その総額が振替口座から引き落すことのできる金額を超えると、そのいずれを引き落すかは当組合の任意とします。

第5条（買付方法、時期および価額）

当組合は、振替口座からの振替額の引落としが成立した場合に限り、当該金額を当組合がお預かりし、当該指定銘柄の買付けを行います。

- 2 当組合は、振替日から起算して4営業日目にお客様より買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。なお、買付日および買付価額は当該指定銘柄の目論見書によるものとします。

また、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づきつみたて投資枠での買付けまたは成長投資枠でのつみたてによる買付けをする場合、当年12月分の引落としによる買付けが翌年の勘定に入ることとなる場合があります。

- 3 前項にかかわらず、指定銘柄の買付申込みの受付けを投資信託委託会社が受けない場合または取り消した場合には、買付けの申込みは不成立となります。
- 4 当組合は、振替額の中から、当該指定銘柄所定の手数料および消費税等を差し引くものとします。

第6条（指定銘柄の振替および収益分配金の再投資）

指定銘柄の振替および収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定および投資信託累積投資規定に基づき行うものとします。

第7条（取引および残高の通知）

当組合は、第5条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の取引ごとおよび銘柄ごとの約定日、買付数量、買付単価、買付金額、受渡日および買付合計金額、取得合計口数、残高明細等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

第8条（本サービスの停止）

当組合は、次の各号の事由が発生した場合、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ① 投資信託委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。
- ② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当組合が本サービスを提供できないとき。
- ③ その他やむを得ない事情により、当組合が本サービスの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。

第9条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当組合は当該銘柄を選定銘柄から除外することがで

きるものとします。この場合、当組合は、当該銘柄を本サービスで買い付けているお客様に当組合が適当と認める方法により遅滞なくご案内するものとします。

- ① 当該銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 当該選定銘柄の買付口座数が当組合所定の口座数以下となった場合
- ③ その他当組合が必要と認める場合

第10条（申込内容の変更等）

お客様は、振替日の5営業日前までに当組合所定の手続きによって当組合に申し出ることにより、本サービスの中止・変更を行うことができます。

第11条（「JAの投信つみたてサービス」の解約）

本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
 - ② お客様が本サービスを1年以上利用しない場合
 - ③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合
 - ④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合
- 2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。

なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。

- ① 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日
- ② 当該約款第16条（第1項および第2項を除く）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日
- ③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日

第12条（その他）

当組合は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子を支払いません。

- 2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定（当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。）または指定銘柄の目論見書によるものとします。

なお、当組合の当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款のほか本規定にも従います。ただし、当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当組合ホームペ

ージ等に掲載した投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

以 上

2025年6月1日

規定の改正について

以下の規定につきまして、2025 年 6 月 1 日付で改正を行います。

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第 1 条および第 2 条 （省略） 第 2 条の 2 （非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、<u>非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）</u>の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。 第 3 条～第 9 条の 2 （省略） 第 9 条の 3 （特定累積投資勘定終了時の取扱い） この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第 5 条第 2 項または第 6 条第 2 項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様から当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管 ただし、この場合でも特定累積投資勘定における<u>特定銘柄</u>に関しては、上記によらず、一般口座への移管となります。 ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管 第 9 条の 4～第 11 条 （省略） 第 12 条（非課税口座での取引である旨の申し	第 1 条および第 2 条 （同左） 第 2 条の 2 （非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも<u>つみたて投資枠における「農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね」</u>の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。 第 3 条～第 9 条の 2 （同左） 第 9 条の 3 （特定累積投資勘定終了時の取扱い） この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第 5 条第 2 項または第 6 条第 2 項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様から当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管 ただし、この場合でも特定累積投資勘定における<u>「農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね」</u>に関しては、上記によらず、一般口座への移管となります。 ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管 第 9 条の 4～第 11 条 （同左） 第 12 条（非課税口座での取引である旨の申し

出) お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。 2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額（分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。）が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。 また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合（<u>特定銘柄</u>を除く。）において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。 3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託（特定非課	出) お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。 2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額（分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。）が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。 また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合（<u>「農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね」</u>（以下本条において「<u>当該ファンド</u>」といいます。）を除く。）において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。 3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託（特定非課
--	--

税管理勘定に受け入れることのできるものに限ります。)の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができますものとしします。 4 前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座に受け入れます。 5 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。 また、お客様が非課税口座で保有されている特定銘柄を譲渡される場合には、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する特定銘柄の取引かを申し出てください。 なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡します。 第 13 条～第 17 条 (省略)	税管理勘定に受け入れることのできるものに限ります。)の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができますものとしします。 4 前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座に受け入れます。 5 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。 また、お客様が非課税口座で保有されている当該ファンドを譲渡される場合には、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する当該ファンドの取引かを申し出てください。 なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡します。 第 13 条～第 17 条 (同左)
--	--

「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 (省略) 第 3 条 (申込方法) お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとしします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。	第 1 条～第 2 条 (同左) 第 3 条 (申込方法) お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとしします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。

3 本サービスの契約は、1 指定銘柄につき 1 契約に限るものとします。 ただし、「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</u>」第 2 条の 2 に定める<u>特定銘柄</u>に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において 1 契約、それ以外の契約において 1 契約の最大 2 契約に限るものとします。 第 4 条～第 12 条 （省略）	3 本サービスの契約は、1 指定銘柄につき 1 契約に限るものとします。 ただし、「<u>農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね</u>」に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において 1 契約、それ以外の契約において 1 契約の最大 2 契約に限るものとします。 第 4 条～第 12 条 （同左）
--	---

ＪＡバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
第 1 条～第 13 条 （省略） 第 14 条（投資信託取引における<u>目論見書等の記載事項の提供方法</u>） 本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等<u>の記載事項の提供は、電磁的方法により行うものとします。</u> <u>ただし、お客様から紙による交付を希望される旨の意思表示があった場合には、紙で提供します。</u> 2 前項の（<u>削除</u>）電磁的方法による<u>提供</u>は、PDF 形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法によります。PDF 閲覧ソフトおよび第 5 条で定める環境が必要となります。 3 電磁的方法により<u>提供した</u>書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷してください。 第 15 条～第 29 条 （省略）	第 1 条～第 13 条 （同左） 第 14 条（投資信託取引における<u>書面の電磁的方法による交付の承諾</u>） 本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等<u>を交付する方法は、お客様に承諾をいただいたうえで、書面の電磁的方法による交付の方法とさせていただきます。</u> <u>なお、上記方法をお客様が承諾されず、紙による交付となる場合は、投資信託の取引は、本サービスによらず、対面取引により行っていただくこととなります。</u> <u>また、本サービスによる投資信託の取引開始後に、目論見書、契約締結前交付書面等の交付について、電磁的方法から紙による交付に変更される場合は、投資信託の取引は対面取引により行っていただくこととなります。</u> 2 前項の<u>書面の</u>電磁的方法による<u>交付の方法</u>は、PDF 形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法によります。PDF 閲覧ソフトおよび第 5 条で定める環境が必要となります。 3 電磁的方法により<u>交付された</u>書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷してください。 第 15 条～第 29 条 （同左）

以 上

2025 年 6 月 1 日
ふかや農業協同組合